

# 入田中学校 コンピュータ利用規程

## <学 校 用>

### 1 目的

本規程は、本校における校内LANおよびコンピュータを利用する際の基準とするものである。

### 2 管理・運用

本校における校内LANおよびコンピュータに関する管理責任は学校長にある。  
ただし、実務的な運用に関しては、情報教育主任を中心に関係教職員で取り組む。

### 3 使用の対象

- (1) 本校職員
- (2) 授業を受ける生徒
- (3) 職員、顧問の指導のもとで、授業、部活動など教育活動をする生徒
- (4) 学校長が許可した者

### 4 生徒の使用について

指導者の直接指導のもとで使用する。



### 5 ネットワーク使用について

- (1) ネットワーク上で他人を誹謗中傷したり、さげすむような発言をしてはならない。発言する内容については、自ら責任の持てる内容に限るものとする。
- (2) 他人の著作権を侵害するような行為は禁止する。
- (3) 発信内容は、相手の立場に立った責任のある内容とする。
- (4) 有料データベースの利用、オンラインショッピングの利用などは禁止する。
- (5) ネットワークの正常な運用を阻害する行為をしてはならない。
- (6) 使用権のないコンピュータへの侵入など不正な行為をしてはならない。
- (7) 公序良俗にふさわしくない接続先へのアクセスは禁止する。
- (8) 他人のIDでネットワークを使用してはいけない。
- (9) 個人情報は発信しない。
- (10) 営利を目的とした物品の売買をすることは禁止する。
- (11) 電子メール使用に当たっては、宛先の間違いが非常に多いので注意すること。

### 4 コンピュータ室の利用について

- (1) 火気の使用を禁止する。
- (2) 教室は禁煙とし、飲食物は持ち込まないこと。
- (3) 使用者の土足、上履き、スリッパでの入室は禁止する。
- (4) 教室のカギは必ず施錠すること。
- (5) 教室ならびに機械・器具等を破損した場合は、必ず情報教育担当者に報告すること。
- (6) 使用した器具等はもとの位置へ整頓しておくこと。
- (7) 機械・器具、ソフトウェアはコンピュータールームから持ち出しは原則として禁止する。
- (8) 生徒は、教師の指導に従って学習を進めていくこと。
- (9) 鉛筆・シャープペンシル・消しゴム等の使用は一切禁止する。
- (10) 筆記用具はペンまたはボールペンを使用する。
- (11) コンピュータの設定環境を変えない。
- (12) コンピュータは正しい方法で終了する。
- (13) インターネットによる画像・データの保存及びプログラムのダウンロードは、必ず各自のディスクにおこない、ハードディスクを使用しない。
- (14) プログラム等をハードディスクにインストールしない。